

川俣事務所 かわら版 No.103 (2023.2)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16

TEL 03-3889-1706

FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774

e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

60時間超の割増賃金 ～令和5年4月1日より、中小企業にも～

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が中小企業においても、令和5年4月1日より、50%以上に引き上げられます。

なお、法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超える労働（時間外労働・休日労働）を行わせる場合は、予め所轄労働基準監督署に「時間外労働・休日労働に関する協定届」を提出しなければなりません。また、この協定届の協定内容の「延長することができる時間数」を超える時間外労働（休日労働）を行わせることはできませんので、十分ご注意ください。

（例1）給与計算期間：1日～末日の場合（法定休日：日曜日、法定外休日：土曜日）

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|------|------|------|------|------|------|-------|
| | | | | | | 4/1 0 |
| 2 0 | 3 2 | 4 2 | 5 2 | 6 2 | 7 2 | 8 7 |
| 9 0 | 10 2 | 11 2 | 12 2 | 13 2 | 14 2 | 15 7 |
| 16 ⑤ | 17 3 | 18 4 | 19 4 | 20 4 | 21 4 | 22 7 |
| 23 ⑤ | 24 4 | 25 4 | 26 4 | 27 4 | 28 4 | 29 0 |
| 30 0 | | | | | | |

← 日にち 時間外労働時間
4/8、15、22は休日労働ですが、時間外労働時間として計算

4/1～4/22 時間外労働時間合計 60時間 ⇒ 25%以上
4/24～4/28 時間外労働時間合計 20時間 ⇒ 50%以上
4/16と4/23 法定休日の労働時間 10時間 ⇒ 35%以上

（例2）給与計算期間：16日～15日の場合（法定休日：日曜日、法定外休日：土曜日）

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|------|------|------|------|--------|------|-------|
| | | | | 3/16 2 | 17 2 | 18 0 |
| 19 0 | 20 2 | 21 2 | 22 2 | 23 2 | 24 2 | 25 7 |
| 26 0 | 27 2 | 28 2 | 29 2 | 30 2 | 31 2 | 4/1 0 |
| 2 0 | 3 2 | 4 2 | 5 2 | 6 2 | 7 2 | 8 7 |
| 9 ⑤ | 10 2 | 11 2 | 12 2 | 13 2 | 14 2 | 15 7 |

← 日にち 時間外労働時間
3/26、4/8、15は休日労働ですが、時間外労働時間として計算

3/16～4/15 時間外労働時間合計 65時間 ⇒ 25%以上
※4/1～4/15の時間外労働時間が34時間ですので、50%以上にする必要はない。
4/9 法定休日の労働時間 5時間 ⇒ 35%以上

（例3）給与計算期間：26日～25日の場合（法定休日：日曜日、法定外休日：土曜日）

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|--------|------|------|------|------|------|-------|
| 3/26 0 | 27 2 | 28 2 | 29 2 | 30 2 | 31 2 | 4/1 0 |
| 2 0 | 3 2 | 4 2 | 5 2 | 6 2 | 7 2 | 8 7 |
| 9 ⑤ | 10 2 | 11 2 | 12 2 | 13 2 | 14 2 | 15 7 |
| 16 ⑤ | 17 3 | 18 3 | 19 3 | 20 3 | 21 3 | 22 0 |
| 23 0 | 24 4 | 25 4 | | | | |

← 日にち 時間外労働時間
4/8、15は休日労働ですが、時間外労働時間として計算

3/26～4/25 時間外労働時間合計 67時間 ⇒ 25%以上
※4/1～4/25の時間外労働時間が57時間ですので、50%以上にする必要はない。
4/9と4/16 法定休日の労働時間 10時間 ⇒ 35%以上